

高齢者虐待防止指針

社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会

1 基本的な考え方

飯山市社会福祉協議会では、介護サービス利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての介護保険事業所の職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、ないかに関わらず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅し、侮辱等の言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用すること又は利用者本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止に係る検討委員会の設置

(1) 各事業所では、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、「虐待防止担当者」という。）を置くこととする。

(2) 委員会の委員は、4名以内とし、課長・苑長のほか総合職の職員をもってあてる。

(3) 委員会の委員長及び虐待防止担当者は、課長・苑長が務める。

(4) 委員会は、年1回以上、委員長の招集により開催する。

(5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

①虐待防止の指針の内容検討及びマニュアルの整備に関すること。

②職員の虐待防止研修に関すること。

③虐待防止、早期発見のための取組に関すること。

④虐待が発生した場合の対応に関すること。

⑤虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

4 職員研修の基本方針

- (1) 職員研修は、高齢者虐待に関する適切な知識の習得並びに権利擁護及び虐待防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修を実施したときは、資料、出席者名簿等を保存する。

5 虐待対応の基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに市に通報するとともに、その要因の速やかな除去に努める。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の安全確保を最優先する。
- (3) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

6 虐待が発生した場合の対応体制

- (1) 職員は日頃から虐待の早期発見に努め、発見した場合は虐待防止担当者に報告する。
- (2) 利用者の居宅において虐待が疑われる場合は、市に通報し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待が疑われる場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認した上で、市に通報するとともに、虐待防止の対応をとる。
- (4) 虐待への対応は、高齢者の安全確保、組織的な対応、関係機関との連携等を意識し、迅速に行うよう努める。
- (5) 虐待者が職員である場合は、直ちに庶務課に報告するとともに、必要に応じて、委員会に事務局長及び事務局次長（庶務課長）の出席を要請する。
- (6) 必要に応じて、法人として虐待の事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明する。
- (7) 虐待対応については、すべて記録に残すこととする。

7 虐待に係る苦情解決方法

- (1) 虐待に係る苦情相談を受け付けたときは、その内容を虐待防止担当者に報告する。
- (2) 受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 受付後の対応は、上記6のとおりとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告する。

8 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて関係窓口へ案内する等の支援を行う。

9 利用者等に対する指針の閲覧

本指針は、利用者及びその家族がいつでも事業所内で閲覧できるようにするとともに、法人のホームページにて公表する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

職員は、内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めることとする。

附則

この指針は、令和5年11月20日より施行する。